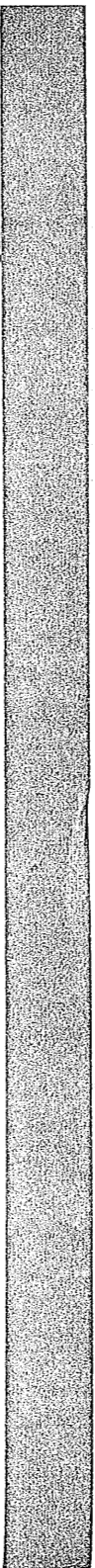


# 琉球大学学術リポジトリ

## 沖縄復帰一般/資料

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43689">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43689</a>



秘  
無期限

沖縄の施政権返還に關しての琉球政府の財産及び権利義務  
關係の處理について（案）

昭四六、五、一  
条約局

一 琉球政府の法的地位

沖縄の施政権がわが國に返還されるに伴い、米民政府布告第  
十三号に基づき設立されている琉球政府は当然に消滅すること  
となる。その場合に、同政府の財産及び権利義務關係が  
いかに処理されるべきかについて判断の基準となる琉球政府の  
法的地位は決して一元的なものではなく、左の三つの側面を有  
すると考えられる。

(1) 地方的共同体 (local community)

琉球政府は、高等弁務官の立法・予算の拒否権、公務員の  
罷免権、裁判の移送命令權等によりその権能に対して種々の  
基本的制約が課されてはいるものの、その範囲内では、立法・

行政、司法の各分野において相当広汎な自治の権利を付与さ  
れており、かかる側面に関しては、米國政府（その出先機關  
たる米政府）からは独立した地方的共同体の政府としての法  
的地位を有すると観念される。もつとも、かかる法的地位に  
基づき琉球政府が行なっている事務のうちには、純然たる地  
方的事務（たとえば、わが國における地方自治体の事務）の  
ほか、施政権者たる米國の領土の一部ではないという沖縄の  
特殊な地位に起因して、通常であれば國が行なう事務も含ま  
れており、換言すれば、琉球政府は、本土における國・県事  
務の双方にまたがつて自治の権利を認められている点に留意  
する必要がある。

(2) 施政権の受任者

前記(1)の一般的な自治権とは別個に、平和条約第三条に基  
づく施政権者としての米國政府の権限の一部が、特定の布令

等に基つき琉球政府に移譲されており、かかる施政権の受任者としての琉球政府の地位は、施政権返還後は存続しないといふ意味において前記(1)と性格を異にする。

イ 施政権者の代理人 (agent)

施政権者としての権限は米國政府が有するが、その権限の行使にあたり、事務処理の一部を琉球政府に委託している場合であり、琉球政府の行為の法律効果が米國政府に帰属する点が、前記(1)及び(2)と本質的に異なる。

琉球政府の財産及び権利義務関係が同政府の消滅時にいかに処理されるべきかは、当該財産及び権利義務関係が前記(1)、(2)及び(3)に基けた同政府の法的地位の三つの側面のいずれに基つくものかに着目して判断されることとなる。

二 琉球政府の財産

琉球政府は、一九五四年の民立法たる政府有財産法に基づき、固有の財産の所有・管理及び処分を認められている。かかる琉球政府の財産は、施政権返還に伴い同政府が消滅しても、同政府がその利益を代表していた沖縄という共同体の財産として当然に存続すべきものであり、この点についての日米間の合意はなんら必要としない。(一國の領土の一部が他國に割譲される場合、当該領土内に存在する地方的財産は割譲によりなんらの影響を受けないことは、領土の移転の効果として国際法の有力な学説が指摘するところであり、国際先例もかかる学説を採用している。このような理論の根拠となつてゐる地方的共同体の正当な権利及び利益は、私人のそれに準じて保護されるべきであるとの原則は、沖縄のごとく、本来米國の領土ではない地域の施政権の返還の場合には、一層妥当すべきである。なお、

個々の財産を沖縄県に帰属せしめるか國に帰属せしめるかは、施政権返還後わが國が國內法に基づき決定しうる問題である。(もつとも、前記一の(イ)、(ロ)及び(ハ)に述べた琉球政府の法的地位の異なる側面に着目すれば、同政府の財産のうちには、必ずしも共同体固有の財産あるいは地方的財産とは觀念しえないものもある。(アメリカ合衆國使用土地の借賃等に関する特別会計のごときは、かかる例に該当しより。)しかしながら、この種の財産であつても、これが前記政府有財産法に基づく琉球政府の財産である限り、本来の地方的財産と區別されることなく扱われるべきである(注)。

(注) 仮に、施政権終了時には米國政府に帰属するといつた信託財産的な特殊な財産があれば、かかる財産は別途に処理されなくてはならないであろうが、このようなものは存在しないと思われる。

### 三 琉球政府の權利義務關係

(イ) 地方的共同体としての琉球政府の債權・債務その他一般の權利義務關係は、前記二の琉球政府の財産と同様に、施政権の返還後も当然に存続する(權利義務の具體的主体は、日本國か沖縄県のいずれかとなる。)こととなり、そのための日米間の合意を必要としない。個々の權利義務の主体を國とすべきか沖縄県とすべきか、また、權利義務の内容が修正されるべきか否かはわが國の國內法いかに依る。(したがつて、たとえは、琉球政府の赤字借入れのために生じた債務は、日本政府又は沖縄県によつて承継されることとなる。)

(ロ) 平和條約に基づく米國政府の施政権の受任者としての琉球政府の地位から生じた權利義務關係は、前記(イ)の場合と異なり、米國の施政権終了後は当然に消滅すべきであり、この点についても日米間の合意は必要としない。(したがつて、た

とえば、布令第三十四号に基づく干渉<sup>場</sup>の管理権、一九六二年の指令第二号に基づく國庫有森林地の管理権等の琉球政府の權利は、施政權返還時に同政府の消滅とともに消滅することとなる。）

もつとも、右は、米國の施政下において有効に存在していた施政權の受任者としての權利義務関係をもそ及して否認するものではないから、かかる權利義務関係から生じた琉球政府の既存の債權・債務その他の請求權（琉球政府に対するものを含む。）は、一旦それが琉球政府に帰属したものである以上、前記(イ)の場合と區別されることなく扱われるべきである。

(イ) 施政權者の代理人としての琉球政府の地位（たとえば、布令第二十号に基づく軍用地の賃借權者としての地位はこれに該当すると考えられる。）は、米國の施政權終了後は当然に

消滅する。かかる地位に基づく琉球政府の行為の法律効果は本来施政權者たる米國政府に帰属すべきものであるから、琉球政府が消滅しても、既存の債權・債務その他の請求權の承継の問題は原則として生じない。したがって、布令第二十号に基づく地主に対する復元補償義務の履行責任のときは、当然に米國の義務として残ることとなる。もつとも、布令等に基つき、代理人たる琉球政府に対し、特定の權利義務が付与されていた場合には、その限りにおいて、かかる權利義務関係から生じた債權・債務その他の請求權は、前記(イ)及び(ロ)の場合と區別されることなく扱われるべきである。（アメリカ合衆國使用土地の借賃等に関する特別会計の地主に対する債務のときはこれに該当し（注）、また、布令第百二十五号の琉球列島出入管理令に基づく琉球政府の出入管理事務の手数料の未納金があれば、これも該当しより。）

(注) 特別会計に対する米軍の過払賃料は、布令第二十号に基づく總括貸借契約及び関係民法の規定に照らせば、琉球政府の対米債務とはなるべきものではないと考えられ、この点については必要に応じ、別途米側と話し合いの要ありと思われる。

#### 四 結論

前記二及び三に照らせば、沖縄の施政権返還に際しての琉球政府の財産及び権利義務関係の存続または消滅につき、日米間において創設的に合意を必要とする問題はない。(返還協定にかいて明示の合意がなくとも、地方的共同体として琉球政府に包括的に付与されている権利義務関係及びこれに基づく琉球政府の財産は存続し、それ以外のものは施政権返還後は消滅する。また、施政権返還後は消滅する権利義務関係であつても、施政権返還前においてかかる関係に基づき琉球政府に帰属した財産、責任及び請求権も当然に日本國に引継がれると解すべきである。)